

## 四国厚生支局「任期付職員」看護指導官（課長補佐職相当）の募集について

保険診療の適正化を図るため、保険医療機関等に対する監督及び保険医療機関等から届出された施設基準について、内容の妥当性を確認するための適時調査等を行う四国厚生支局「任期付職員」看護指導官（課長補佐職相当）を募集します。

◇職務内容等は次のとおりです。詳細は、募集要綱でご確認ください。

### ◎職務内容

#### 1 職種

看護指導官

#### 2 業務内容

- (1) 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督に関すること。
  - (2) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関すること。
  - (3) 施設基準の届出の受理及び届出内容の調査（適時調査）に関すること。
  - (4) 医療法に基づく特定機能病院への立ち入り検査に関すること。
- 等を職務として担当する。

### ◎募集要綱

#### 1 募集人員

若干名

#### 2 資格等について

次の要件を満たしている方

##### (1) 基本要件（要件 1）

- ・日本国籍を有し、看護師国家試験に合格した者であること。
  - ・大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、令和8年1月1日現在で、病院において4年以上の臨床経験を有する者
- ※ 上記要件について虚偽の申告があった場合には、受験資格、採用内定及び採用を無効とする。
- ・過去に保健師助産師看護師法に基づく行政処分を受けたことがないこと。

## (2) 実務経験等の要件（要件 2）

病院に勤務している者又は退職している者で、看護師長又はそれと同等以上の経験を有し、かつ次に掲げるいずれかの知識や経験を有する者であること。

- ・病棟管理業務に関する知識や経験
- ・チーム医療（例えば、リハビリテーション・精神科医療等）に関する知識や経験
- ・地域医療や訪問看護に関する知識や経験

また、PCのアプリケーションソフトのワード、エクセル、パワーポイント及びチームスのうち、2つ以上のソフトの操作ができること。

なお、以下に該当する方は、応募はできませんので、予めご了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 3 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）に基づき、常勤の国家公務員として採用の予定です。

※国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

## 4 給与・手当

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、学歴や就職後の経験年数等を勘案して決定します。各種手当（期末・勤勉手当、通勤手当、超過勤務手当、地域手当等）を要件に基づき支給します。

## 5 休暇

完全週休2日制（土曜日・日曜日）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、年次休暇、夏季休暇等の特別休暇があります。

## 6 福利厚生

- (1) 国家公務員共済組合に加入することになります。
- (2) その他、各種福利厚生制度があります。

## 7 勤務先

厚生労働省四国厚生支局医療課

（香川県高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合同庁舎南館5階）

## 8 採用予定日

令和8年4月1日（採用日は相談に応じます。）

## 9 任用期間

採用日から原則3年

なお、5年を超えない範囲で延長する場合がある。

## 10 勤務時間

8時30分から17時15分

※必要に応じて残業があります。

## 11 応募方法

次の（1）～（4）の応募書類を「17 その他」に示す書類提出先まで持参、メール又は郵送（特定記録郵便）でご提出ください。

- (1) 身上申立書（様式1）
- (2) 職務経歴書（様式2）
- (3) 看護師免許証の写し
- (4) 小論文（様式3）

※小論文テーマ：「看護師として、医療保険行政に携わるにあたり考えること」

## 12 応募期間

令和8年1月14日（水）～令和8年2月6日（金）

### 13 選考方法

#### (1) 第1次選考（書類選考）

応募書類の記載内容により、経験及び専門性等を勘案し選考します。

#### (2) 第2次選考（口述試験）

第1次選考合格者に対し、適性等について個別面接試験により合否を決定します。

### 14 第1次選考の結果の連絡

第1次選考の結果については、四国厚生支局総務課から文書により通知します。

### 15 第2次選考（口述試験）の実施

第1次選考合格者に対し、四国厚生支局総務課から第2次選考（口述試験）の日時等を文書により通知します。

### 16 第2次選考（結果の通知）

第2次選考（口述試験）の実施後、四国厚生支局総務課から文書により通知します。

### 17 その他

応募の秘密については厳守します。提出された書類については、法令に基づき適切に取り扱います。また、必要書類については返却いたしませんので、ご了承ください（当方で責任をもって廃棄します。）。

#### 【問合せ及び書類提出先】

厚生労働省四国厚生支局総務課

所在地：〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33

高松サンポート合同庁舎北館4階

電話：087-851-9565

e-mail：skkousei125-s●mhlw.go.jp

（迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えてます。「●」を「@」に置き換えてください。）